

土木建築部

随意契約件数

17件

金額

137,529,164 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 都市・まちづくり推進課	大分県盛土情報管理システムの運用保守業務委託	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	2,351,800 円	①委託業務は、盛土情報管理システムの正常な運用を確保・維持するため、システムの運用監視、障害対応、問い合わせ対応及びデータメンテナンス等の運用保守支援業務を行うものである。 ②これを行うためには、本システムの開発に携わり、システムの内容を熟知しており、迅速かつ的確に業務を遂行する専門技術が必要である。 ③上記の条件を満たすのは、本システムの開発を行った株式会社オーイーシーのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 土木建築企画課	電子入札コアシステム プログラム・サポートサービス委託業務	令和7年4月1日	東京都港区赤坂五丁目2番20号	一般財団法人 日本建設情報総合センター	3,630,000 円	①本業務は、電子入札システムのベースプログラムである電子入札コアシステムに関し不具合等が生じた場合、当該事項に関する問題解決のためのサポート提供や、機能強化された改訂版の情報提供等、電子入札コアシステムの使用に際してのサポートサービスを行うものである。 ②本件の電子入札システムは、国土交通省等6省47都道府県が採用し実績のある電子入札コアシステムをベースに開発されたものであり、本業者のみが電子入札コアシステムの製造・販売及びコアシステムのサポートサービスをしているため、当該業務を遂行できる相手方はほかにいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 土木建築企画課	公共事業業務システム維持管理業務委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17-58	富士通Japan株式会社 九州北部公共ビジネス部	11,815,584 円	①本業務は、公共事業業務システムの維持管理運用に係る業務を行うものである。 ②「公共事業業務システム」は平成13年度から開発に着手し、平成16年度に全部稼働した大規模システムで、その設計・構築から導入までの一連の開発作業は富士通(株)にて委託開発を行ったものである。 ③当該システムの維持管理業務を円滑に行うためには高度の技術力と当該システムに精通し、細部まで熟知していることが要求される。以上のことから、当該システムの維持管理を確実に実施できる業者は富士通Japan 株式会社九州北部公共ビジネス部しかない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 土木建築企画課	大分県公共事業総合支援システム基本設計業務	令和7年5月26日	大分県大分市金池町2-1-3	株式会社建設技術研究所 大分事務所	24,733,500 円	①本業務は、公共事業総合支援システムの再構築を行うにあたり、新システムの基本設計を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、提案競技(公募型プロポーザル)を実施し、一者から企画提案を受け、本提案競技で定める審査基準に則り審査を行った結果、株式会社建設技術研究所大分事務所の企画提案が審査基準を満たし優れていると判断したため、契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 大分土木事務所	令和6年度 交防通砂 委 第16-2号 積算補助業務委託	令和7年4月11日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	2,934,800 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6 大分土木事務所	令和7年度 橋修震単大委第1-2号 積算補助業務委託	令和7年5月2日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	5,088,600 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部

随意契約件数

17件

金額

137,529,164 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令適用条項
7 佐伯土木事務所	令和7年度 ダムメ 委 第5号 積算補助業務委託	令和7年4月14日	大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	2,939,200 円	①本業務は、黒沢ダム非常用放流設備更新工事の積算補助業務を行うものである。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
8 佐伯土木事務所	令和7年度 交防総河 委 第6号 積算補助業務委託	令和7年4月21日	大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	2,817,100 円	①本業務は、堤内川改修事業に伴う新洞橋橋梁上部工事の積算補助業務を行うものである。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
9 玖珠土木事務所	令和7年度 道補橋修玖委 第1号 積算補助業務委託 田野野 上線	令和7年5月28日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	2,421,100 円	①本業務は、積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の積算システムが必要である。 ③上記システムを有する者は公益財団法人大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
10 砂防課	令和7年度交防避促砂委第1号 土砂災害啓発活動業務委託	令和7年4月18日	大分県大分市新川町1-10-43 サーパス新川905	特定非営利活動法人 大分県砂防ボランティア協会	2,420,000 円	①本業務は、土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深めるとともに、人命、財産被害の防止に資するための啓発活動に加え、実効性のある避難行動を促進するため、地域住民に対し防災講座の開催やハザードマップの点検、地域に応じた避難時のタイムラインの作成及び避難訓練等の指導、助言を行う業務である。 ②これを行うためには、土砂災害防止法に関する高度な見識や行政的な判断力を備えていることが求められる。 ③特定非営利活動法人大分県砂防ボランティア協会は、土砂災害防止に関わるボランティア活動等を目的に、土砂災害の情報提供、災害防止等の支援、砂防事業等に関する調査及び現場管理業務等を行うために設立された団体であり、斜面や渓流の危険度調査、土砂災害警戒区域の指定、砂防・急傾斜地崩壊対策施設の構造や技術基準及び砂防行政に精通し、土砂災害に対して豊富な知見を有しており、本事業の目的を効率的かつ効果的に実施できる唯一の団体である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
11 都市・まちづくり推進課	令和7年度大分県地価調査委託業務	令和7年4月1日	大分市中島西1丁目2番24号日宝 グランディア中島203号	公益社団法人 大分県不動産鑑定士協会	22,864,380 円	①本業務は、土地取引の基準となる県内303地点の土地の標準価格の鑑定を行うものである。 ②①は、複数の不動産鑑定士による合議により実施する必要がある。 ③上記が可能なのは公益社団法人大分県不動産鑑定士協会だけである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
12 建築住宅課	令和7年度耐震アドバイザー派遣 業務に係る委託契約	令和7年4月4日	大分県大分市新川町2丁目4番48号	一般社団法人 大分県建築士事務所協会	12,937,100 円	①本事業は、住宅の所有者からの依頼による耐震アドバイザー(大分県知事登録の建築事務所に所属する建築士のうち、簡易な耐震診断及び耐震改修に関するアドバイスを行う者で、業務に必要な知識及び技術を習得するための講習を受講した者。)の派遣、調査結果の依頼者への報告及び耐震アドバイザー育成に関する講習の開催に関する業務を行うものである。 ②これを行うためには、建築物に関する専門知識を有する建築士である必要がある。 ③上記の建築士を有する県内唯一の一般社団法人は、一般財団法人大分県建築士事務所協会のみである。当法人は、建築設計業務の進歩改善とその健全な発展を図ることで、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立された、建築士事務所で構成された県内唯一の一般社団法人であり、県民に対して公平な立場で相談に応じることができる。更に、建築物の耐震に関して豊富で専門的な知識を有する会員を県下各地に擁している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部

随意契約件数

17件

金額

137,529,164 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
13 建設政策課	委託料:令和6年度 建政委第1-3号 建設資材等単価データ作成委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目15-20	一般財団法人建設物価調査会 九州支部	4,842,200 円	①本業務は、工事や業務の積算に使用する資材単価のうち、「建設物価」及び「土木コスト情報」に掲載されている資材単価の抽出及び電子化作業を行うものである。 ②大分県土木建築部が発注する公共工事の積算において、設計書に計上する建設資材単価は、物価資料(「建設物価」「積算資料」)に掲載されている実勢価格を平均処理して決定している。 ③当該データの著作権を有する者は一般財団法人建設物価調査会 九州支部のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
14 建設政策課	委託料:令和6年度 建政委第1-4号 建設資材等単価データ作成委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅前2-3-7	一般財団法人経済調査会 九州支部	6,633,000 円	①本業務は、工事や業務の積算に使用する資材単価のうち、「積算資料」及び「土木施工単価」に掲載されている資材単価の抽出及び電子化作業を行うものである。 ②大分県土木建築部が発注する公共工事の積算において、設計書に計上する建設資材単価は、物価資料(「建設物価」「積算資料」)に掲載されている実勢価格を平均処理して決定している。 ③当該データの著作権を有する者は一般財団法人経済調査会 九州支部のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
15 建設政策課	令和7年度 建政DX委第1号 大分県ICT講習会運営等業務委託	令和7年5月12日	静岡県富士市大淵3154番地	一般社団法人 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所	8,240,100 円	①本業務は、県内建設会社の技術者を対象に、ICTに関する技術力向上のための講習会・相談会の運営を行うものである。 ②これを行うためには、ICT技術に関する高度な技術力と情報量及び官公庁への技術支援実績が必要である。 ③一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所が、上記の技術力及び実績を有する唯一の業者である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
16 公園・生活排水課	令和7年度パートナーシップ業務履行委託(大分スポーツ公園)	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町1-8	株式会社大宣	16,178,000 円	①本業務は、大分スポーツ公園の総合競技場等のネーミングライツに関し、県がクラサスケミカル株式会社と締結したパートナーシップ協定に基づくパートナーシップ業務(総合競技場等の施設の名称表示サイン及び広告看板の保守・点検及び維持・管理、施設の使用権の提供、地域貢献・スポーツ振興事業の実施)である。 ②本業務は、大分スポーツ公園の総合競技場等の管理者としての権限に基づいて実施すべきもの、ノウハウがなければ実施できないもので構成されており、またクラサスケミカル株式会社の意向も反映して効果的・効率的に実施しなければならない。 ③上記の理由から、指定管理者である株式会社大宣に委託して実施する旨を協定に規定している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
17 公園・生活排水課	令和7年度大分スポーツ公園駐車場 満空情報システム運用保守業務委託	令和7年4月1日	大分県大分市中島西2丁目1番2号	株式会社アーネット	4,682,700 円	①本業務は、大分スポーツ公園駐車場の満空車情報を提供するため、大分県が構築した駐車場満空情報システムの円滑な運用維持と障害に対応するための保守及び予防保全を行う業務である。 ②満空情報システムの構成要素は、管理サーバ、スマートフォンアプリ、車両入出庫データ通信装置、管理運用WEB画面と技術的に多岐にわたるため、想定外のトラブルの原因特定作業に際しては、本システムの構造や動作に熟知し、専門的な技能を有する必要がある。 ③上記の要件を満たすのは、本システム開発を行い、システムの構造や動作に熟知した株式会社アーネット以外にない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号